

# 果樹共済

- **国の災害対策**として実施されている公的な保険制度です。
- **掛金の半分を国が負担**しています。
- **収穫物(果実)の収量の補償**になります。  
樹体、果樹棚、ネット等の資産及び価格下落の補償ではありません。
- 神奈川県では、  
**半相殺減収総合方式**(キウイフルーツ、うんしゅうみかん、なし)、  
**災害収入共済方式**(キウイフルーツ、うんしゅうみかん)を実施しています。
- 掛金、賦課金は、税金の控除対象となります。

## 神奈川県農業共済組合



### ■本所

〒259-1141 伊勢原市上粕屋43-2

TEL: 0463-94-3211 FAX: 0463-92-5830

所管区域: 横浜市・川崎市・横須賀市・葉山町・三浦市・逗子市・鎌倉市・  
藤沢市・茅ヶ崎市・大和市・寒川町・海老名市・綾瀬市・厚木市・  
座間市・愛川町・清川村・平塚市・秦野市・大磯町・二宮町・伊勢原市

### ■西部支所

〒258-0021 足柄上郡開成町吉田島2489-2(足柄上合同庁舎内 第2別館3階)

TEL: 0465-82-0138 FAX: 0465-82-8031

所管区域: 小田原市・真鶴町・箱根町・湯河原町・南足柄市・中井町・大井町・  
松田町・山北町・開成町

### ■北部出張所

〒252-0157 相模原市緑区中野1681-1

TEL: 042-784-8500 FAX: 042-784-6180

所管区域: 相模原市



# 1. 加入できるのは...

キウイフルーツ... 5a以上の栽培面積

- ・樹種ごとの加入になります。
- ・一部園地のみは出来ません。

うんしゅうみかん... 1類(早生温州)、2類(普通温州)の類区分ごとに5a以上、  
3類(ハウス温州みかん)の類区分で2.5a以上の栽培面積

なし... 1類(幸水などの早生品種)、2類(豊水などの中生品種)、3類(新高などの  
晩生品種)の類区分ごとに5a以上の栽培面積

災害収入共済方式の場合には、おおむね全量を共同出荷し、過去5年分の出荷資料  
が得られる、または、青色申告により収穫量、生産金額が適正に得られる生産者

# 2. 共済事故(対象災害)は...

風水害



鳥獣害



ひょう害



病虫害



凍霜害、干害、暖冬害、寒害、雪害、冷湿害、地震、噴火、地滑り、  
その他の気象上の原因による災害、火災

隔年結果、農薬等による薬害、盗難、通常行うべき肥培・園地管理、病虫害防除等  
を怠ったことによる減収、市場原理による価格の下落は、補償の対象外です。

# 3. 共済責任期間(補償期間)は...

キウイフルーツ... 花芽の形成期から翌年の果実の収穫期まで

うんしゅうみかん... 春枝の伸長停止期から翌年の果実の収穫期まで

なし... 花芽の形成期から翌年の果実の収穫期まで **お申し込みは、5月31日まで**

なし... 発芽期から当年の果実の収穫期まで **お申し込みは、2月20日まで**

## 4. 共済金額(補償金額)は...

共済金額

災害時に支払  
いが補償される  
最高限度の額



標準収穫量

品種・樹齢に応じ  
た標準的な収穫量  
(平年収穫量)



1kg当たり価額

過去一定年間の農家手取り  
価格を基礎に農林水産省で算  
定



付保割合

4割から7割の  
範囲で加入者の  
選択

災害収入共済方式の場合には、平年の生産金額に付保割合（4割から8割の範囲で加入者の選択）を乗じて算定

## 5. 共済掛金は...

共済掛金



共済金額



危険段階掛金率

過去の実績により算定される  
加入者ごとの料率  
(新規加入時は県平均の料率)



5割

国が掛  
金の半分  
を負担

なしでは、防災施設（防鳥ネット等）により、共済掛金の割引があります。  
共済掛金のほかに、事務費負担金がかかります。

## 6. 共済金は...

加入者ごと、類区分ごとに、

減収量が基準となる収穫量の支払開始割合を超えた場合に支払対象

支払開始割合は、加入申込時に3割、4割、5割から加入者の選択となります。  
被害樹園地の現地調査を行い、損害割合（共済金支払割合）に応じて共済金をお支払いたします。

共済金



共済金額



共済金支払割合

損害割合に応じた割合  
支払開始割合3割の場合は  
10/7×損害割合-3/7の値

共済金のお支払時期は...  
・キウイフルーツ及びびょうん  
しゅうみかんは3月頃  
・なしは12月頃  
・災害収入共済方式は10  
月頃

災害収入共済方式の場合には、加入者ごと、類区分ごとに収穫量が基準となる収穫量を下回り、かつ、生産金額（生産者手取り金額）が基準となる生産金額の共済限度額割合（8割、7割、6割から加入者の選択）に達しない場合に支払対象

被害が発生した場合には、必ず組合までご連絡をお願いいたします。

被害状況の確認ができなかったり、収穫後の被害申告では現地調査が出来ませんので、共済金の支払対象となりません。

## 果樹共済10戸当たりの目安の金額は. . .

【半相殺減収総合方式 支払開始割合3割、付保割合7割での新規加入の場合】

### ・キウイフルーツでは. . .

共済金額 30万円～70万円

共済金 4割被害で4万円～10万円

共済掛金 8,000円～16,000円

8割被害で20万円～50万円

### ・うんしゅうみかん1、2類では. . .

共済金額 10万円～20万円

共済金 4割被害で1万円～3万円

共済掛金 500円～1,000円

8割被害で7万円～14万円

### ・うんしゅうみかん3類では. . .

共済金額 200万円～250万円

共済金 4割被害で30万円～35万円

共済掛金 4,000円～6,000円

8割被害で140万円～180万円

### ・なしでは. . .

共済金額 70万円～110万円

共済金 4割被害で10万円～15万円

共済掛金 8,000円～13,000円

8割被害で50万円～80万円

## 金融商品販売法に係る重要事項説明書

### ●農家の皆様へ

農業共済制度は、農業保険法に基づき、行政庁の指導・監督のもと、組合・国の2段階による責任分担を行って広く危険分散を図るなど、共済金の確実な支払いができる仕組みをとっておりますが、次のような場合には、共済金等の全額または一部が支払われないこと、または共済関係を解除することがありますので、ご了承のうえお申し込みいただきますようお願い申し上げます。

- (1) 通常すべき栽培管理、その他損害防止を怠った場合及び損害防止について組合の指示に従わなかった場合。
- (2) 加入申し込みの際に、重大な過失等によって不実の通知をした場合。
- (3) 正当な理由がないのに、払込期日までに掛金の払い込みが遅れた場合。
- (4) 被害発生時に組合への通知を怠り、または重大な過失等不実の通知をした場合。
- (5) 組合の財務状況によっては、共済金等のお支払いする金額が削減されることがあります。

※この重要事項の説明書の了承は、加入申込書の提出をもって、ご了承いただいたものといたします。

### ●個人情報の取扱い

ご加入の内容、申込書記載事項やその他の知り得た情報(以下「個人情報」という)については、組合が引受の判断、共済金等の支払い、共済契約の継続・維持管理、各種サービスの提供・充実を行うために利用(以下「利用目的」という)します。また、本共済関係に関する個人情報は、組合が実施する他の共済の案内等のために業務に必要な範囲で利用することがあります。

法令により必要と判断される場合、加入者・公共の利益のために必要と考えられる場合、個人情報の利用目的のために業務を委託する場合、他の共済・保険との支払分担を行う場合、再保険取引のために必要な場合に、必要な範囲で個人情報を第三者に提供することがあります。